

令和3年

第2回可茂衛生施設利用組合議会定例会
議案書

令和3年12月22日

目 次

認定第 1 号	令和 2 年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算認定について	1
議案第 6 号	令和 3 年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第 2 号）について	2
議案第 7 号	可茂衛生施設利用組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	3
議案第 8 号	請負契約の締結について	5

認定第1号

令和2年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算認定について

令和2年度可茂衛生施設利用組合一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見書を付けて、別冊のとおり認定に付する。

令和3年12月22日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

議案第6号

令和3年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第2号）について

令和3年度可茂衛生施設利用組合一般会計補正予算（第2号）を、別冊のとおり定める。

令和3年12月22日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

議案第7号

可茂衛生施設利用組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

可茂衛生施設利用組合職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年12月22日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

可茂衛生施設利用組合職員定数条例の一部を改正する条例

可茂衛生施設利用組合職員定数条例（昭和56年可茂衛生施設利用組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、一般職の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第138条第6項、第172条第3項及び第200条第6項</u>の規定に基づき、一般職の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>52人</u>とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「職員」とは、<u>可茂衛生施設利用組合の管理者、議会及び監査委員の事務部局に常時勤務する地方公務員で、一般職に属するものをいう。</u></p> <p>(職員の定数)</p> <p>第3条 職員の定数は、<u>30人</u>とする。</p> <p><u>2 前条に規定する各事務部局への職員の配分については、管理者が各任命権者と協議して定める。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和3年12月22日提出

可茂衛生施設利用組合管理者 富田 成輝

記

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 目的 | 令和4年度 可燃ごみ処理施設長寿命化工事 |
| 2 | 方法 | 随意契約 |
| 3 | 金額 | 321,090,000円 |
| 4 | 相手方 | 愛知県名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号
日立造船株式会社中部支社 支社長 西川 佳成 |